

〔 平 28 . 1 . 28
総 29 - 2 〕

説 明 資 料

〔 平成 28 年度税制改正等について（地方税） 〕

平成 28 年 1 月 28 日（木）

法人税改革

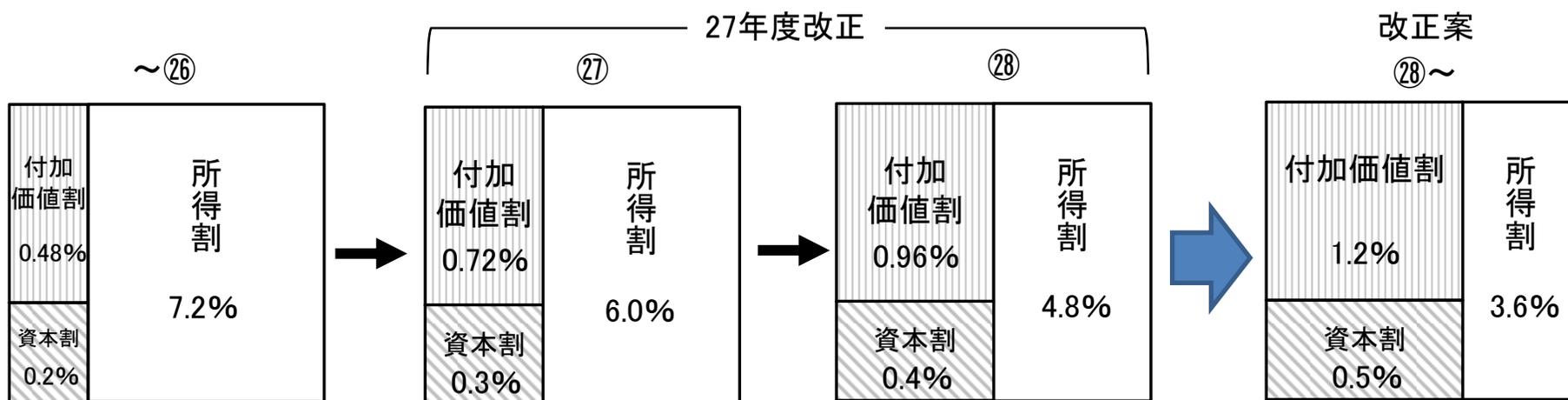
法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大（案）

法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を5/8に拡大する。

[27年度改正]
[改正案]
 ~②⑥ 2/8 → ②⑦ 3/8 → ②⑧ 4/8 → ②⑧~ 5/8

【税率】

	[27年度改正]	[改正案]
付加価値割	~②⑥ 0.48% → ②⑦ 0.72% → ②⑧ 0.96%	②⑧~ 1.2%
資本割	~②⑥ 0.2% → ②⑦ 0.3% → ②⑧ 0.4%	②⑧~ 0.5%
所得割	~②⑥ 7.2% → ②⑦ 6.0% → ②⑧ 4.8%	②⑧~ 3.6%



- ※ 資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、現行特例の趣旨を踏まえ、維持。
- ※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
- ※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

負担変動の軽減措置（案）

外形標準課税の拡大(27/3/8→28/5/8)に対応し、平成27年度改正で創設した負担変動に対する軽減措置を拡充。

外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人



負担増となる額の

H28	3/4
H29	2/4
H30	1/4

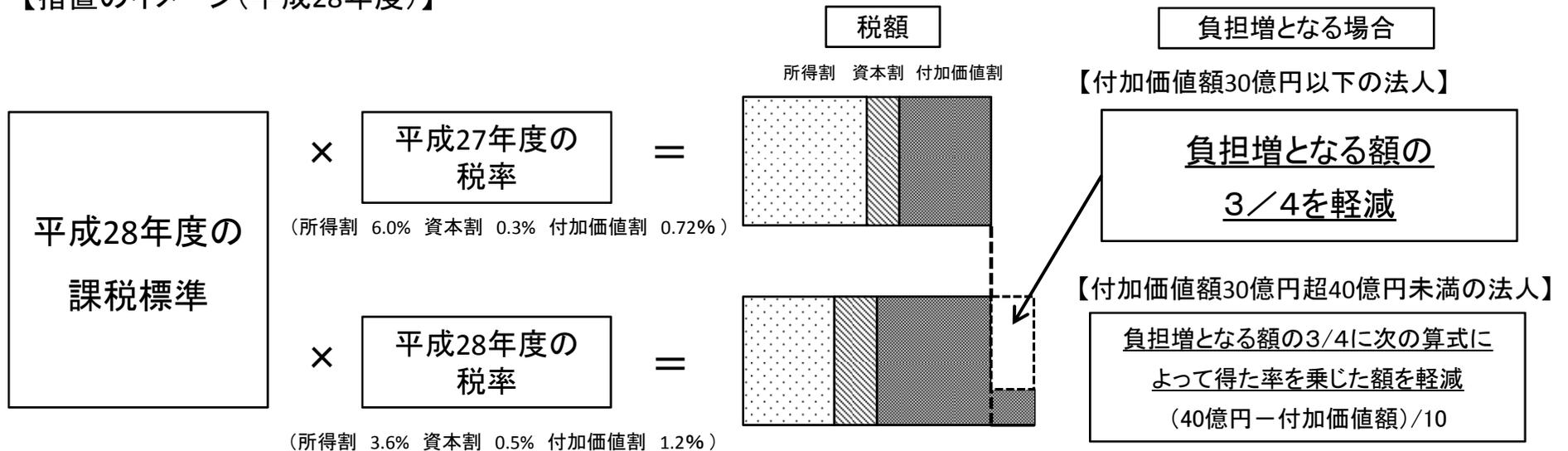
を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人



負担増となる額に各年度の軽減率を乗じた額に、付加価値額に応じて1から0までの間の率を乗じた額を軽減

【措置のイメージ(平成28年度)】



平成28年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

① 法人実効税率「20%台」の実現

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

改革初年度の平成27年度税制改正においては、欠損金繰越控除の段階的見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の段階的拡大及び租税特別措置の見直しにより財源を確保しつつ、税率を引き下げ、法人実効税率（従前34.62%）を平成27年度に32.11%とした。（中略）

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割（地方法人特別税を含む。）の標準税率（平成27年度6.0%）を、平成28年度に3.6%に引き下げる。（後略）

② 法人税制をめぐる諸課題

ロ 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

地方法人課税の偏在是正

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法の一部を改正する等の法律（抄）（平成24年8月22日）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方法人課税の偏在是正について

【平成26年度与党税制改正大綱】

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

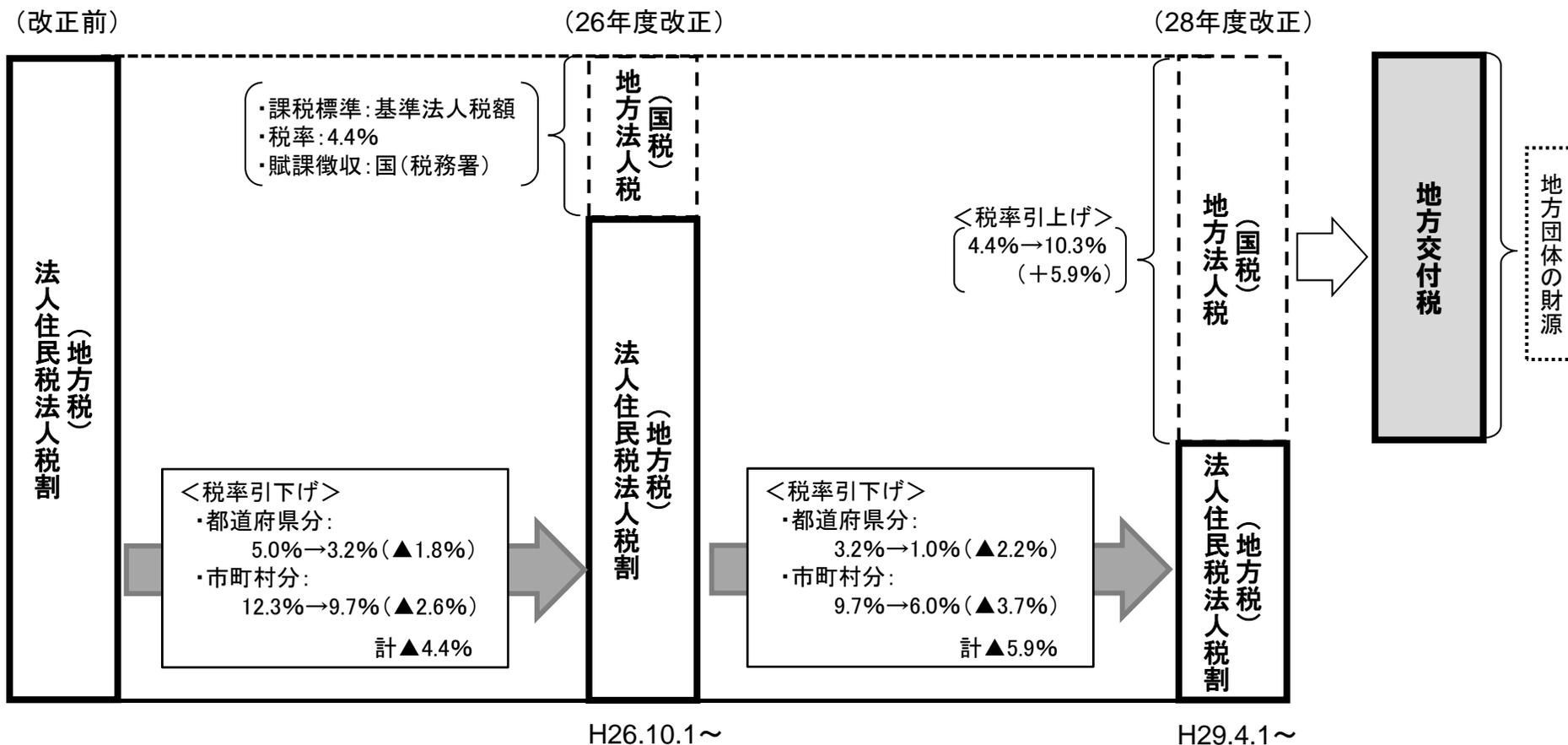
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

【平成27年度与党税制改正大綱】

- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

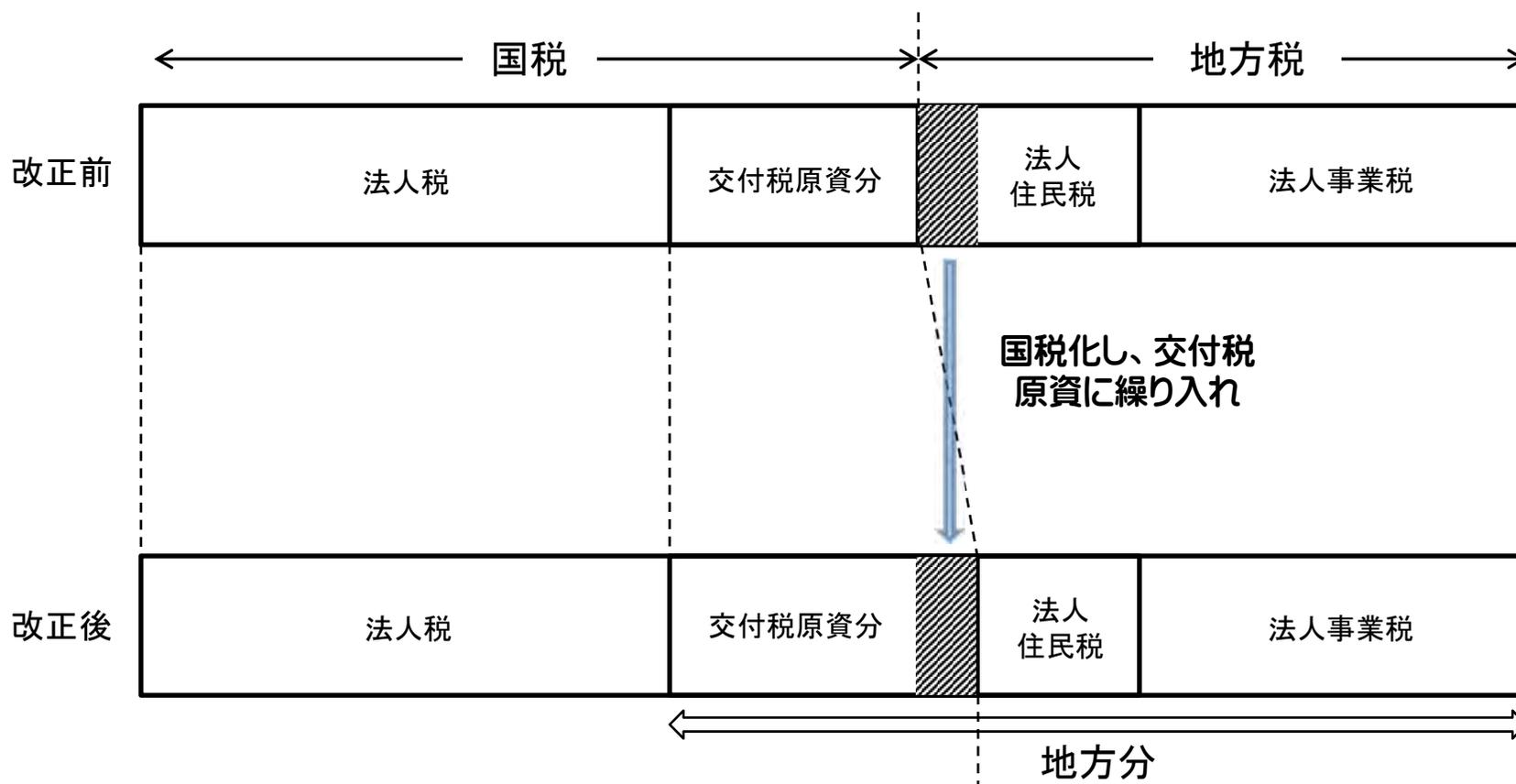
法人住民税法人税割の交付税原資化(案)の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



法人住民税法人税割の交付税原資化

- 偏在度が高く年度間の税収の変動が大きい法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れる。
- 法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税原資に国税化された全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはない。



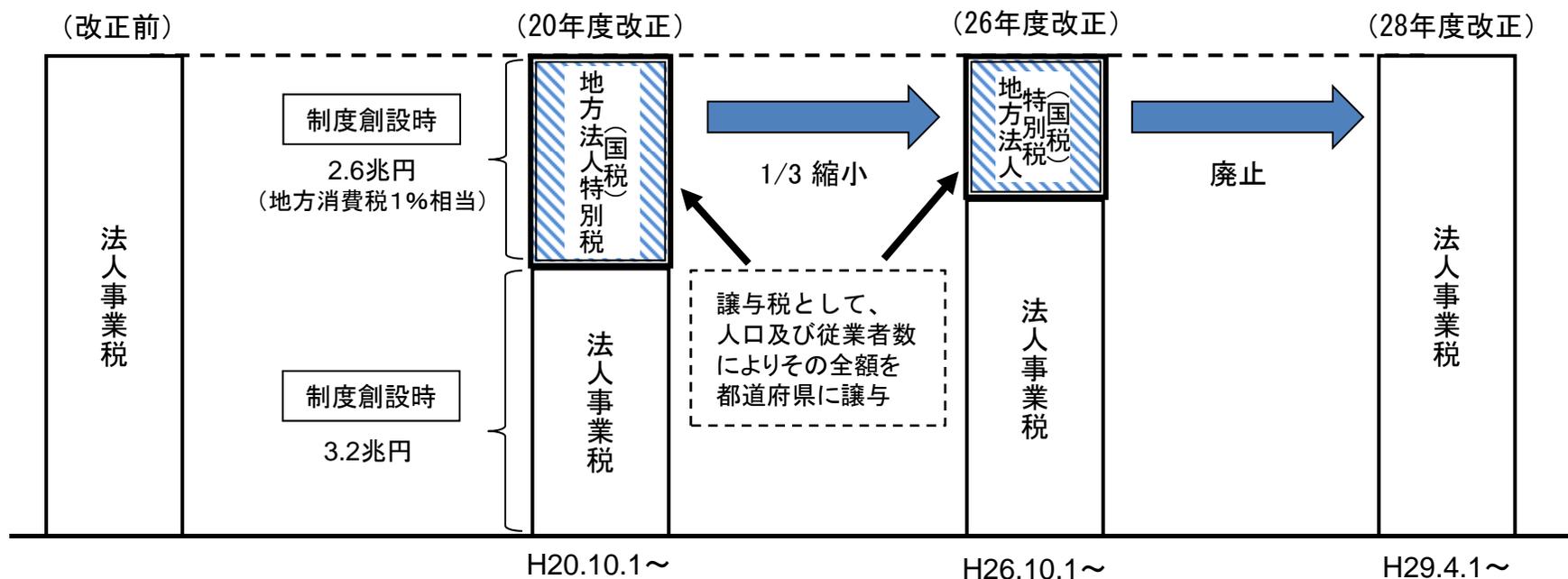
地方法人特別税・譲与税の廃止(案)

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用



平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に還元
※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人事業税交付金の創設(案)

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年度～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の5.4(市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

※ 初年度(平成29年度)は交付率につき所要の経過措置を講ずる。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は
右のとおりとする。

H29 : 法人税割額

H30 : $\frac{2}{3}$ …法人税割額 $\frac{1}{3}$ …従業者数

H31 : $\frac{1}{3}$ …法人税割額 $\frac{2}{3}$ …従業者数

※ その他所要の措置を講ずる。

- なお、法人住民税法人税割の税率引下げに伴う減収額を対象に地方債の発行を可能とする特例規定を設ける。

平成28年度税制改正大綱（偏在是正関係部分抜粋）

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

車体課税

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(抄) (平成24年8月22日)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

(略)

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号カの規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

① (略)

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

② (略)

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

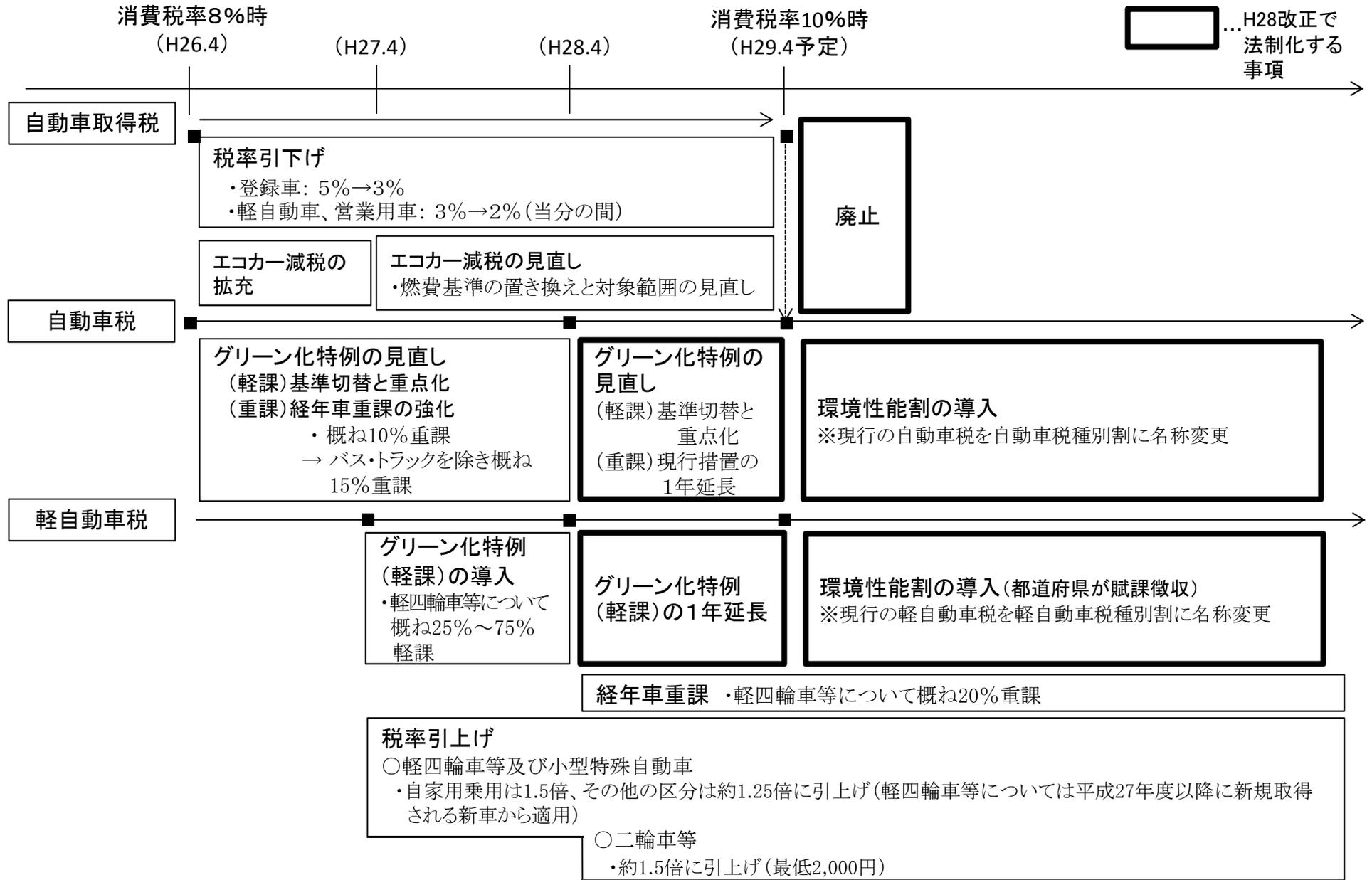
ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車を対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

車体課税見直し

□ … 法令で決定済みの事項

▣ … H28改正で法制化する事項



(注) 平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

環境性能割導入後の自動車税・軽自動車税の法体系

〔 平成29年4月施行 〕

○都道府県税

自動車税

- ・環境性能割
- ・種別割(←改正前の自動車税)

○市町村税

軽自動車税

- ・環境性能割

軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収

- ・種別割(←改正前の軽自動車税)

自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について（案）

乗用車（自家用）

区 分		登録車の税率	軽自動車の税率		
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税	非課税		
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ H32基準+10%達成				
	★★★★かつ H32基準達成			1.0%	1.0%
	★★★★かつ H27基準+10%達成			2.0%	2.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%		

注) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

トラック・バス (営業用)

【重量車】(車両総重量3.5t超)

区 分			税率
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)			非課税
ディーゼルハイブリッド車	H28規制適合	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	
	H28規制適合	H27基準+5%達成	0.5%
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	
	H28規制適合	H27基準達成	1.0%
ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準達成		
ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成		
上記以外の車			2.0%

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

環境性能割の税込規模
(H29見込額)

約890億円

自動車取得税におけるエコカー減税の変遷

エコカー減税とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車（新車に限る）について、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車		【平成21年度～23年度】	【平成24年度～26年度】	【平成27～28年度】				
区分		軽減率 (対象率)	区分	【H24～25】 軽減率 (対象率)	【H26】 軽減率 (対象率)	区分	軽減率	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(★★★★)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)、ハイブリッド車(★★★★かつH22年度燃費基準+25%達成)		非課税 [H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)	非課税 [H24 35.4% H25 53.7%	非課税 (65.7%)	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)	非課税	
ガソリン車	★★★★かつH22年度燃費基準+25%達成	75%軽減 [H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成 (H22燃費基準+50%達成)	75%軽減 [H24 9.5% H25 10.1%	80%軽減 (8.5%)	★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成		
	★★★★かつH22年度燃費基準+15%達成	50%軽減 [H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	50%軽減 [H24 29.0% H25 18.6%	60%軽減 (13.1%)	★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	80%軽減	
			★★★★かつH27年度燃費基準達成 (H22燃費基準+25%達成)				★★★★かつH32年度燃費基準達成	60%軽減
		対象率合計 H21 65.1% H22 76.7% H23 81.9%	ハイブリッド車			ハイブリッド車	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	40%軽減
				対象率合計 H24 73.9% H25 82.5% H26 87.3%			★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成	20%軽減

注1 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
 注2 ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 注3 平成24年度以降の「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 注4 対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数（販売）」をもとに作成（登録車及び軽自動車のみ）

中古車に係る環境性能割について(案)

- 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象とする。
新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。
- 免税点は、50万円。(現行の自動車取得税と同様。現在中古車の約9割が非課税)

環境性能割【案】

区分	税率
電気自動車等 H32基準+10%	非課税
H32基準達成	1.0%
H27基準+10%	2.0%
上記以外の車	3.0%※

※軽自動車は、2%

注)電気自動車等とは、
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、
天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、
クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

【非課税となる車】

トヨタ プリウス、アクア
日産 リーフ
ホンダ フィット(HV)
マツダ デミオ(クリーンディーゼル)
三菱 アウトランダー(PHV)
等



<参考>

現行の自動車取得税における中古車の特例

区分	取得価額からの 控除額
電気自動車等 H32基準+20%	45万円控除
H32基準+10%	35万円控除
H32基準達成	25万円控除
H27基準+10%	15万円控除
H27基準+5%	5万円控除
上記以外の車	控除額なし

※税率:登録車3%
軽自動車2%

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

〔現 行〕

〔改正案〕

【登録車】 取得期間：H26.4.1～H28.3.31
 軽課年度：H27、28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

	区 分	税 率
軽 課	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	税率を概ね 50%軽減
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	
	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	

	区 分	税 率
	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	税率を概ね 50%軽減
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	

※重課 登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置についても、1年間延長する（対象期間：H28.4.1～H29.3.31、重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度））。

【軽自動車】 取得期間：H27.4.1～H28.3.31
 ※軽貨物車を除く。 軽課年度：H28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

	区 分	税 率
軽 課	電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね 50%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

	区 分	税 率
同左		

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

固定資産税

機械及び装置の固定資産税の特例措置（案）

- 地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定(※)を前提に、中小企業者等が、平成31年3月31日までに取得した認定生産性向上計画(仮称)に記載された一定の機械及び装置について、固定資産税の時限的な特例措置(課税標準額を最初の3年間価格の1/2)を創設。 ※同法附則により地方税法を改正
- 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

適用期間

取得が法施行の日 ~ 平成31年3月31日

特例対象・内容

・対象者：中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

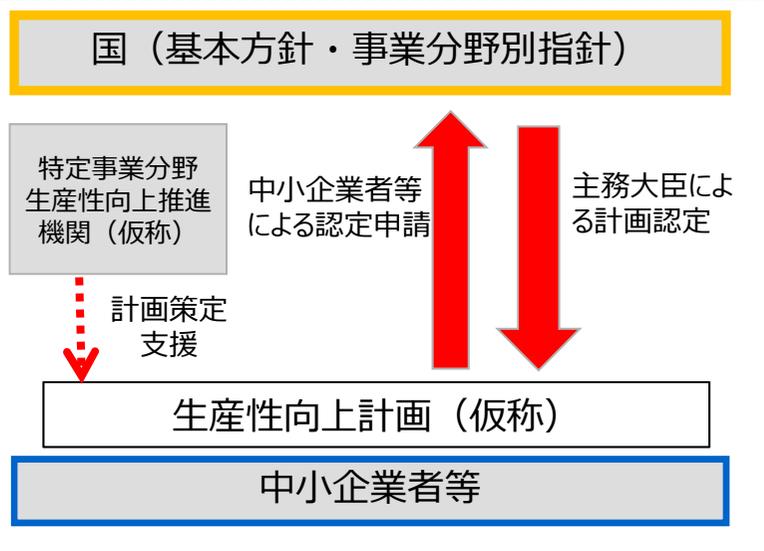
・対象資産：認定生産性向上計画(仮称)に記載された一定の機械・装置

次の①から③までのいずれにも該当するもの(新品)

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの

・特例内容：課税標準額を最初の3年間価格の1/2

中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)(案)のスキーム



対象となる機械装置の例



金属加工設備



ベルトコンベアー

減収規模

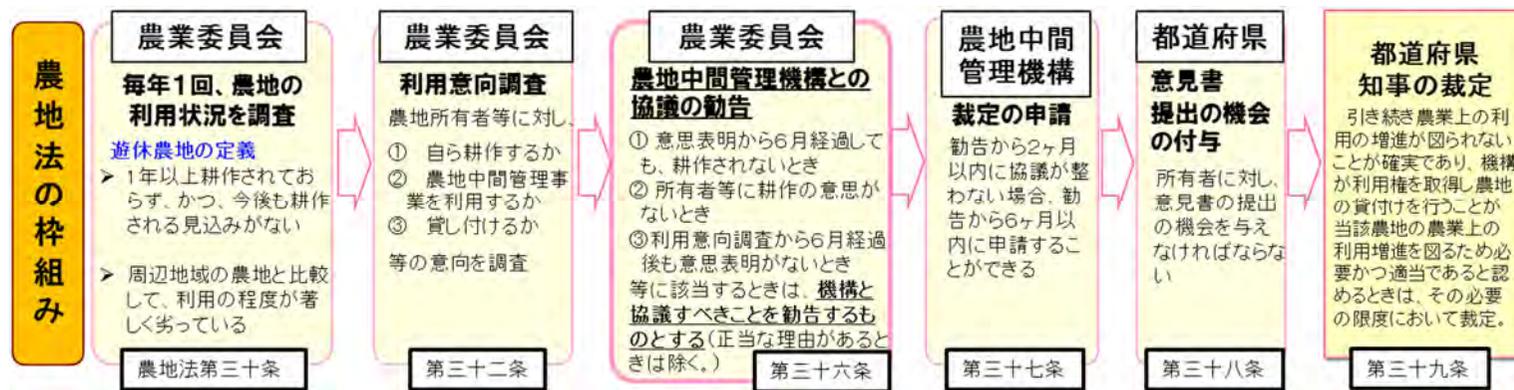
初年度：64億円 3年目(最大)：183億円

農地保有に係る課税の強化・軽減(案)

農地保有に係る課税の強化

○ 農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地

→ 固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乗じられている割合(平成27年度評価替えにおいて0.55)を乗じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施



※ 「勧告」の対象となる遊休農地は、農業振興地域内にある遊休農地。

農地保有に係る課税の軽減

○ 所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く。)に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地

→ 最初の3年間課税標準を価格の1/2

(当該賃借権等の設定期間が15年以上である農地については、最初の5年間課税標準を価格の1/2)

○ 特例の適用期限

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において賃借権等の設定がされたもの

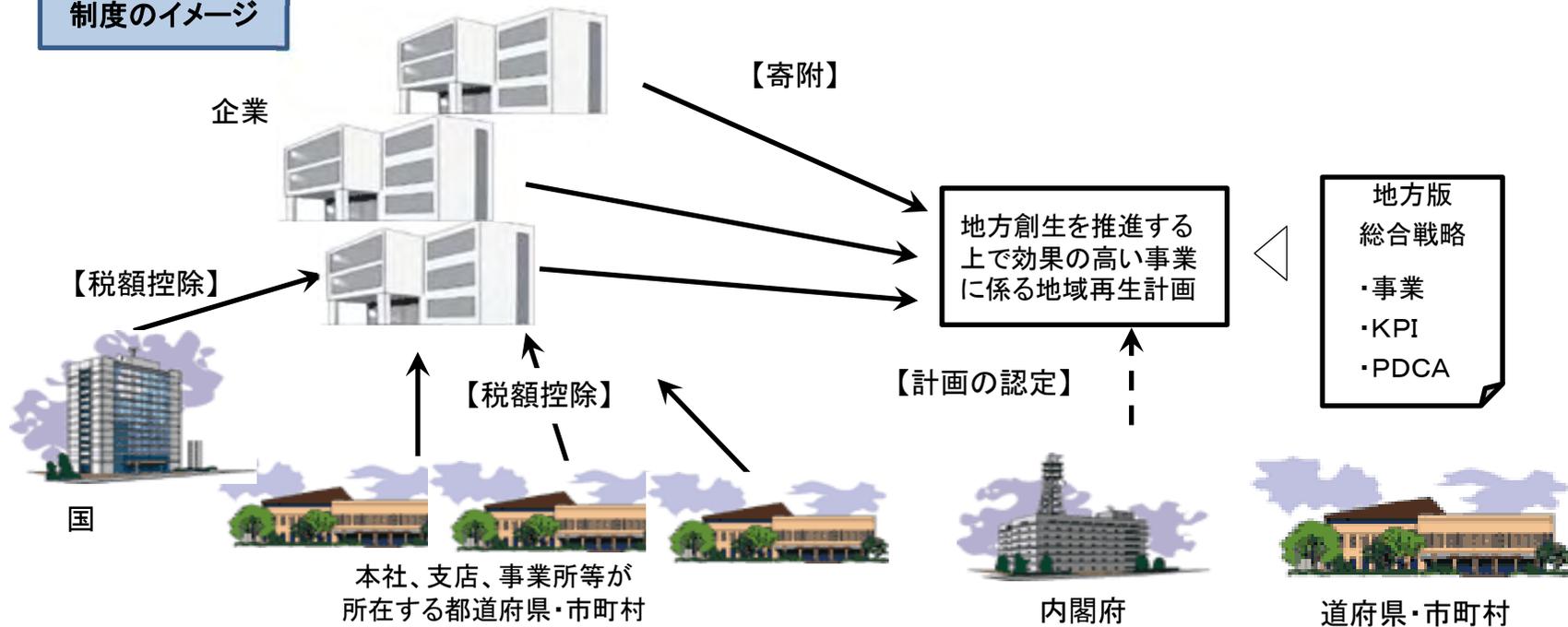
その他

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設（案）

地域再生法で整備する枠組み（調整中）

- 都道府県・市町村が、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、地方創生を推進する上で効果が高いもの（KPI、PDCA等を整備）について、地域再生計画を策定し、国（内閣府）の認定を受ける。
 - ・ 地方交付税の不交付団体かつ三大都市圏に所在する団体については対象外。
 - ・ 企業の本社が立地する都道府県・市町村の事業に対する寄附は対象外。

制度のイメージ



地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附への課税の特例を措置

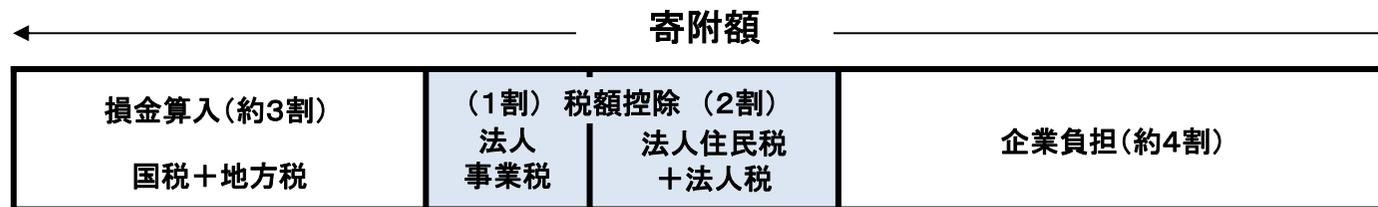
寄附を行った企業に対する課税の特例

[措置内容]

- 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附（寄附下限額10万円）について、現行の寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。
 - ・ 法人事業税 寄附額の10%を控除
 - ・ 法人住民税 寄附額の20%を控除
 - ・ 寄附額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附額の10%限度）
- 控除額の上限は、法人事業税20%^(※)、法人住民税20%、法人税5%
 - ※ 地方法人特別税廃止後は15%

[適用期限] 平成31年度

[税制措置のイメージ]



※ 地域再生法で整備する枠組みの中で都道府県・市町村が寄附を行う企業への「見返り」となる便宜供与を禁止する。

個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴取引継特例の対象拡大について(案)

現 状

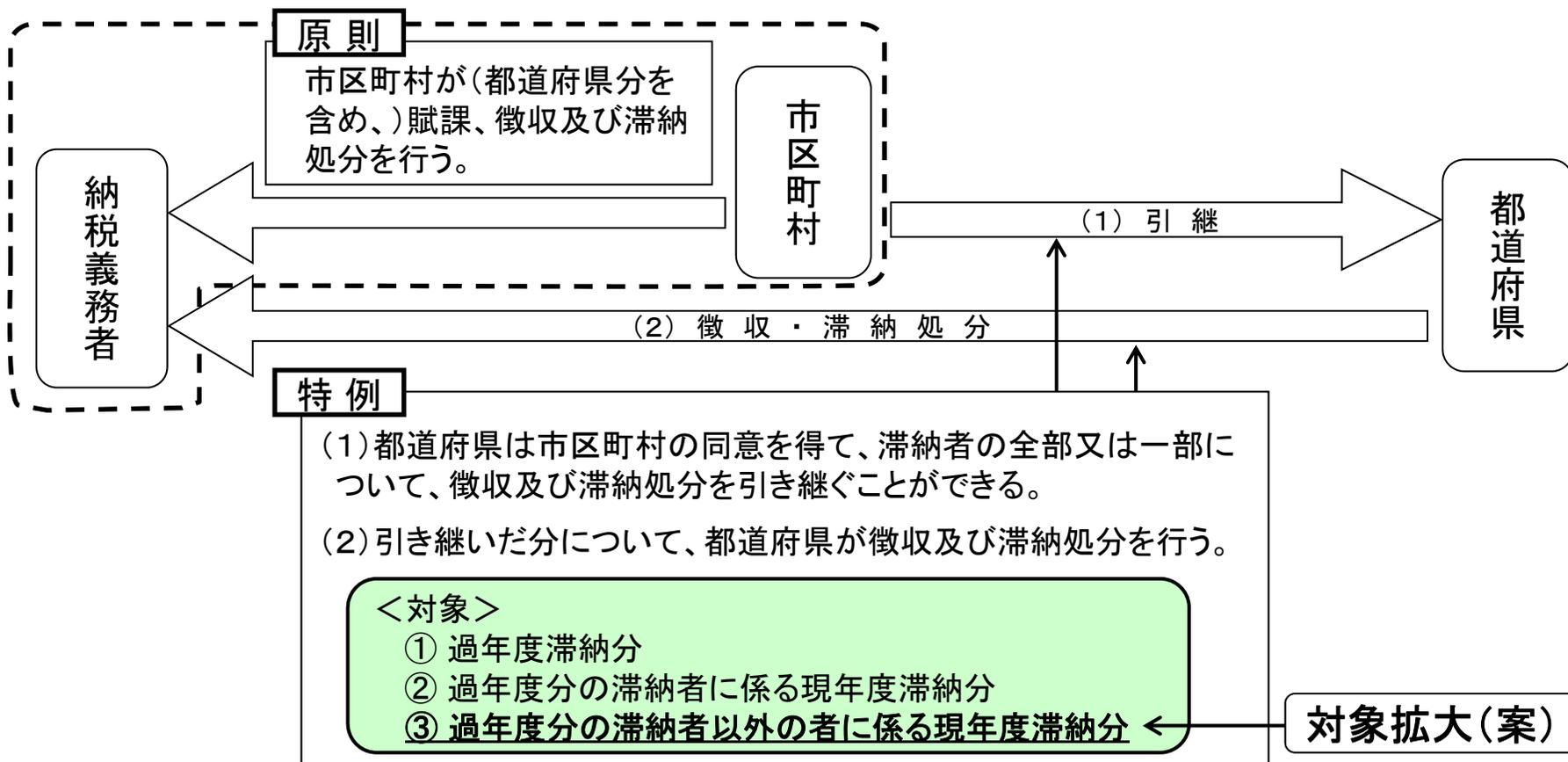
- 市区町村と都道府県との合意による、市区町村から都道府県への個人住民税の徴取引継特例の対象は、①過年度滞納分、②過年度分の滞納者に係る現年度滞納分とされている(地方税法第48条)。

※ 現年度課税分のみ滞納についても徴取引継特例の対象とすることにつき、地方団体から要望あり。

見直し(案)

- 現年度課税分のみ滞納についても徴取引継特例の対象とする(対象拡大)。
- 市区町村では徴収等が困難な滞納事案について、早期に都道府県に引き継ぐことにより、当該事案の早期解決に資する。

(注)平成28年4月1日から施行



短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算金の加重措置の導入(案)

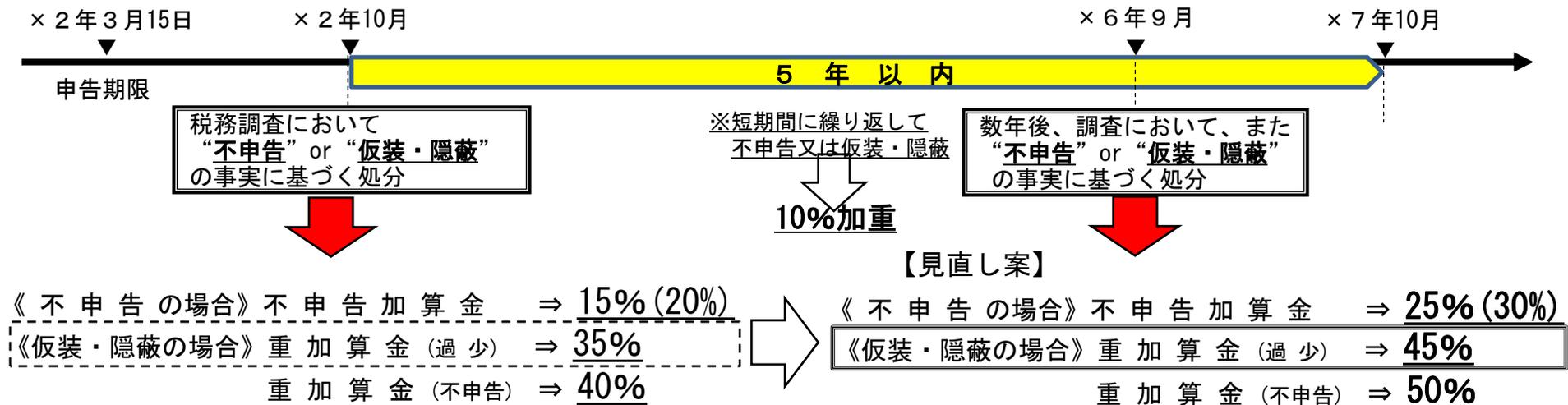
- 申告納付方式の地方税（国税に連動するものを除く）には、不申告加算金及び重加算金制度が存在。

＜該当税目＞個人住民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割及び分離課税に係る所得割、法人事業税、たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、法定外普通税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、水利地益税等並びに法定外目的税

- 不申告又は仮装・隠蔽（以下「不申告等」）が行われた場合の加算金の割合は、現行不申告等が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に不申告等を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。

- そのため、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合、その割合に10%加重する措置を導入（平成29年1月1日施行）。

（独占禁止法や金融商品取引法の課徴金制度においても、再度の違反に対する加算措置が設けられている。）



※ 括弧内は50万円を超える税額に対する加算率

(注1) 過少申告加算金については、上記の見直しの対象外。

(注2) 更正予知前等に適用される不申告加算金については、上記の見直しの対象外。

検討事項

地方法人課税

- 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

個人所得課税の見直し

- （社会・経済の）構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、（略）個人所得課税について、税収中立の考え方の下、（略）各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。
個人住民税については、（地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための）財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

車体課税

- 環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。
（略）
消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源確保

- 森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

都市農業の振興に係る税制上の措置

- 都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

(参考) 平成28年度地方税制改正案の概要

平成 28 年度地方税制改正(案)について

総務省

平成 28 年度税制改正の大綱(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1 法人税改革

◎ 法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大

- 資本金 1 億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を 8 分の 5 に拡大（㉔ 2/8→㉕ 3/8→㉖ 5/8）。

● 国・地方を通じた法人実効税率 ㉔ 34.62% → ㉕ 32.11% → ㉖ 29.97% ※㉗ 29.74%

[標準税率]	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～	
所得割 ※	7.2 %	6.0 %	3.6 %	※平成 28 年度までは、地方法人特別税を含む
付加価値割	0.48%	0.72%	1.2 %	
資本割	0.2 %	0.3 %	0.5 %	

- 外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、3 年間、負担増を軽減（㉗ 3/4 軽減、㉘ 2/4 軽減、㉙ 1/4 軽減）。

2 地方法人課税の偏在是正

◎ 法人住民税の交付税原資化（平成 29 年度～）

- 消費税率（国・地方）10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正（[] は制限税率）

道府県民税 : 3.2% → 1.0% (Δ2.2%) [2.0%]

市町村民税 : 9.7% → 6.0% (Δ3.7%) [8.4%]

(2) 地方法人税の税率の改正

4.4% → 10.3% (+5.9%)

- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して地方財政計画に歳出を計上。

◎ 地方法人特別税の廃止等（平成 29 年度～）

- 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元。
- 法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設。
 - ・ 交付額：法人事業税額の 5.4%
 - ・ 交付基準：従業者数

※ いずれも所要の経過措置を講ずる。

3 車体課税

◎ 自動車取得税の廃止と環境性能割（仮称）の創設（平成 29 年度～）

- 平成 29 年 4 月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を創設。
 - ・ 税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする（営業車・軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限）。〔別紙参照〕
 - ・ 新車・中古車を問わず対象とする。
 - ・ 税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。
 - ・ 軽自動車税環境性能割（仮称）は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
 - ・ 自動車税環境性能割（仮称）について、税收の一定割合を市町村へ交付する制度を設ける。

◎ グリーン化特例（軽課）の見直し・延長

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し。
 - ・ 基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長。〔別紙参照〕
- 軽自動車税におけるグリーン化特例の延長。
 - ・ 現行の特例措置について適用期限を1年間延長。

4 地方消費税

◎ 消費税（国・地方）の軽減税率制度（平成 29 年度～）

- 消費税（国・地方）の軽減税率制度を平成 29 年 4 月から導入。
- 対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24% 地方分：1.76%）
（標準税率：10%（国分：7.8% 地方分：2.2%））
- 軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる 等

◎ 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

- 消費税率（国・地方）の引上げによる影響を踏まえ、徴収取扱費を見直す。
 - ・ 譲渡割：既往の1%相当分（社会保障財源化分以外）×0.55%
 - ・ 貨物割：既往の1%相当分（社会保障財源化分以外）×0.55%

5 固定資産税

◎ 地域の中小企業による設備投資の支援

- 地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する一定の機械及び装置の固定資産税の課税標準の特例措置（最初の3年間価格の1/2）を創設。

※ 中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定が前提。（同法附則により地方税法を改正）

◎ 農地保有に係る課税の強化・軽減

- 農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乘じられている割合（0.55）を乗じないこととする等の評価方法の変更による課税の強化を平成29年度から実施。
- 所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等（設定期間10年以上）を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置（最初の3年間価格の1/2）を創設。

※ 賃借権等の設定期間が15年以上の場合、課税標準を最初の5年間価格の1/2。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設

- 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。

◎ 固定資産税等の特例措置

- 防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- JR九州（株）の国鉄から承継した固定資産及び事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上で廃止。
- 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で2年延長。

- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。

- 以下の特例措置について、わがまち特例を導入した上で延長。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置〔2年延長〕
- ・ 津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置〔4年延長〕
- ・ 認定誘導事業者^{*}が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置〔2年延長〕

※ 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者

- 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設。

7 納税環境整備等

◎ 個人住民税の徴取引継特例の対象拡大

- 都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、当該年度分のみの個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金を対象に追加。

◎ 加算金の加重措置の導入

- 国税における見直しと同様、短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算する措置を導入。

① 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（案）

乗用車（自家用）

登録車の税率	軽自動車税率	対象車
非課税	非課税	電気自動車等
		H32 燃費基準+10%達成
1.0%	1.0%	H32 燃費基準達成
2.0%	2.0%	H27 燃費基準+10%達成
3.0%	2.0%	上記以外の車

トラック・バス（営業用）

【重量車】(車両総重量 3.5t 超)

税率	対象車			
	排出ガス要件	燃費要件		
非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)			
	ディーゼルハイブリッド車	H28 規制適合	H27 燃費基準+10%達成	
		ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準+10%達成	
0.5%	ディーゼルハイブリッド車	ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準+15%達成	
		H28 規制適合	H27 燃費基準+5%達成	
	ディーゼルハイブリッド車	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準+5%達成	
1.0%	ディーゼルハイブリッド車	ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準+10%達成	
		H28 規制適合	H27 燃費基準達成	
	ディーゼルハイブリッド車	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準達成	
2.0%	ディーゼルハイブリッド車		ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準+5%達成
	上記以外の車			

【中量車】【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(H27 燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

② グリーン化特例（軽課）（案）

【自動車税】〔現行〕

税率	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
	H27 燃費基準+20%達成(H32 燃費基準達成)
税率を概ね 50%軽減	H27 燃費基準+10%達成



【自動車税】〔H28. 4～〕

税率	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
	H32 燃費基準+10%達成
税率を概ね 50%軽減	H27 燃費基準+20%達成

(軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、現行の特例措置を1年間延長)

注1 「電気自動車等」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

注2 電気自動車等を除くガソリン車・ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)に限る。